

産業能率大学通教校友会
支部新規入会案内郵便費助成金の支給に関する規程

分類番号：助一程003

制定日：2009年6月1日

改正日：2016年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という。）の支部が、支部活動の活性化を図ることを目的として、当該年度の卒業生に校友会案内を送付する際に発生する郵便料金を補助するために、支部に対して支給する支部新規入会案内送付に係る郵便費助成金（以下「助成金」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

(助成金の支給要件)

第2条 助成金は、校友会員になった当該年度の卒業生のうち、支部案内の送付を希望した者に対して、支部入会案内を送付するために支出した費用の一部を補助する。

(助成金の支給回数)

第3条 助成金の支給回数は、1会計年度当たり2回を上限とする。

(助成金の申請方法と申請期限)

第4条 助成金を申請する場合は、次の各号の書類をすべて、校友会会長に提出しなければならない（ただし、送付先は産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）とする）。

(1)別紙1の「産業能率大学通教校友会 支部新規入会案内郵便費助成金申請書」（以下「申請書」という。）

(2)支部会員に送付した資料

(3)郵便料金の領収書

2 前項の第(1)号から第(3)号の書類の提出期限は、支部新規入会案内を送付後、1か月以内とし、年度ごとの申請締切日は5月31日とする。

(助成金の支給方法)

第5条 校友会会長は、第4条第1項に定める第(1)号から第(3)号の書類に基づいて、申請の内容が第2条の支給要件の基準をすべて満たしているか否かを審査し、助成金支給の可否を決定する。

2 校友会会長が審査した結果、助成金の支給を決定した場合、事務局は原則として申請日の翌月、申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の支給金額)

第6条 助成金の金額は、支部新規入会案内の送付者について一人当たり82円とする。